



問い合わせ：循環社会推進課  
廃棄物対策係  
(TEL 26-4992)

粗大ごみ(週1回)：事前申込制  
問合わせ：循環社会推進課  
廃棄物対策係  
(TEL 26-4992)

ごみの出し方・ルール等について  
収集日の朝8時30分までに指定の収集場所にだしてください。詳しくは市ホームページかQRコードから「直方市なるほどごみ資源ブック2023年保存版」をご覧ください。  
もやせるごみ(週2回収集)：生ごみは十分に水を切って出してください。  
もやせないごみ(月1回収集)：包丁などの刃物やとがったものは新聞紙などに包んで袋にいれてください。  
カン・ビン(月1回収集)：割れたビンなど、とがったものは新聞紙などに包んで袋にいれてください。

マイナンバーカードの休日受け取りができます  
お仕事の都合等により通常開庁時に来庁できない人のため、マイナンバーカードの交付を行います。  
とき：9月24日(日)  
午前8時30分～午後5時  
※電話での予約が必要です。  
ところ：市庁舎1階2番窓口  
予約・問い合わせ：市民・人権同和対策課市民係  
(TEL 25-2277)

上下水道料金等のインボイス対応について  
10月1日から、インボイス制度が開始されます。インボイス制度の実施に伴い水道料金等の請求について、9月から「検針票」および10月以降の「納付書」に税率、税額および登録番号を記載した適格請求書を発行します。また、端数処理の方法が「1円未満の端数の切り捨て」に計算方法が変更となります。  
問い合わせ：水道管理課料金係  
(TEL 25-2171)

上下水道料金等のインボイス対応について  
10月1日から、インボイス制度が開始されます。インボイス制度の実施に伴い水道料金等の請求について、9月から「検針票」および10月以降の「納付書」に税率、税額および登録番号を記載した適格請求書を発行します。また、端数処理の方法が「1円未満の端数の切り捨て」に計算方法が変更となります。  
問い合わせ：水道管理課料金係  
(TEL 25-2171)

## 令和5年住宅・土地統計調査にご協力ください

住宅や居住世帯に関する実態を把握し、住生活関連施策の基礎資料を得ることを目的とした基幹統計調査を実施します。9月以降、調査員が世帯に伺いますので、ご協力をお願いします。また、回答いただいた内容は統計に関する目的以外に使用することはありません。

問い合わせ  
総務課総務法制係 (TEL 25-2222)

調査対象 市 約2210住戸・世帯

### 回答方法

- ▶ インターネット回答  
(回答期間：～10月9日(祝)まで)  
※便利なインターネット回答をお勧めしています。
- ▶ 郵送による回答  
(回答期間：～10月9日(祝)までにポストへ投函)
- ▶ 調査員による回収



## 工事に伴う交通規制のお知らせ

問い合わせ...都市計画課公園街路係 (TEL 25-2200)

工事期間中は規制が発生します。騒音・振動等ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。詳細な工事時期は現場周辺の工事看板でお知らせします。



規制 …片側通行止め

期間 …9月上旬～来年3月下旬まで



規制 …夜間：全面通行止め  
昼間：片側通行止め

期間 …9月上旬～来年3月下旬まで



## 新たにオンラインで できるようになった手続き

健康づくり地域交流フェスタ参加の申込  
健康長寿課健康企画係  
(TEL:25-2275)



## オンラインでの申請が多い手続き

戸籍などのオンライン請求  
市民・人権同和対策課市民係  
(TEL:25-2112)



学童クラブ退所の届出  
こども育成課こども育成係  
(TEL:25-2148)



※オンラインで申請可能な手続き一覧は、  
右記二次元コードよりご覧いただけます。



## 食育等に関する市民の意識調査

<問い合わせ> 農業振興課農業振興係  
(TEL 25-2160)

本調査は、「直方市食育・地産地消推進計画」(令和元年度から5年度)の改訂に向けた検討の基礎資料にするため、市民の皆さまの食育に関する意識や実践状況等を把握する目的で実施するものです。

QRコードを読み取り、アンケートにご協力ください。



### 調査対象

市内に居住する10歳以上の人

### 調査期間

9月1日(金)～29日(金)

## 年金生活者支援給付制度について

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準額以下の、年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

**受け取りには請求書の提出が必要**です。ご案内や事務手続きは、日本年金機構(年金事務所)が実施します。

### 対象

#### ■老齢基礎年金を受給している人

以下の要件をすべて満たしている必要があります

- ✓ 65歳以上である
- ✓ 世帯員全員が市町村民税が非課税となっている
- ✓ 年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下である

#### ■障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している人

以下の要件を満たしている必要があります

- ✓ 前年の所得額が約472万円以下である

### 請求手続き

#### ① 新たに年金生活者支援給付金を受け取れる人

受け取りの対象になる人には、日本年金機構から9月初旬頃から、**請求可能な旨のお知らせを送付**します。同封のはがき(年金生活者支援給付金請求書)に記入し提出してください。令和6年1月4日までに請求手続きが完了すると、令和5年10月分からさかのぼって受け取ることができます。

#### ② 年金を受給しはじめる人

年金の請求手続きと併せて年金事務所または市区町村で請求手続きをしてください。

請求手続きは  
お早めに!

### 日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話案内にご注意ください。

- ✓ 日本年金機構や厚生労働省から、電話でお客様の家族構成や金融機関の口座番号・暗証番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めることもありません。

▶ 年金生活者支援給付金のご請求でお困りになったときには、お電話ください。

給付金専用ダイヤル

**0570-05-4092** (ナビダイヤル)

年金給付金

検索

